

自己資本の充実の状況について

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成 28 年度	経過措置による不算入額	平成 29 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	13,420		13,908	
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,261		7,436	
うち、利益剰余金の額	6,329		6,647	
うち、外部流出予定額 (△)	170		175	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,420		1,764	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,420		1,764	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	369		325	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,210		15,997	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	29	19	28	7
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	29	19	28	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29		28	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	15,181		15,969	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	178,236		185,027	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	443		460	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	19		7	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 750		△ 750	
うち、上記以外に該当するものの額	1,173		1,203	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,273		9,146	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	187,509		194,173	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.09%		8.22%	

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「うち、一般貸倒引当金コア資本算入額」には、偶発損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

自己資本の充実の状況について

II. 定量的な開示事項

◆自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	178,236	7,129	185,027	7,401
① 標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー	177,788	7,111	184,564	7,382
(i) ソブリン向け	1,077	43	1,003	40
(ii) 金融機関向け	13,599	543	15,529	621
(iii) 法人等向け	54,016	2,160	53,417	2,136
(iv) 中小企業等・個人向け	34,101	1,364	36,373	1,454
(v) 抵当権付住宅ローン	8,094	323	7,957	318
(vi) 不動産取得等事業向け	48,388	1,935	52,738	2,109
(vii) 三月以上延滞等	1,308	52	1,052	42
(viii) 出資等	30	1	28	1
出資等のエクスポージャー	30	1	28	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象 普通出資等に該当するもの以外のものに係るエク スポージャー	1,251	50	1,251	50
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であって コア資本にかかる調整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポージャー	542	21	542	21
(xi) その他	15,377	615	14,670	586
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,193	47	1,210	48
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額	△ 750	△ 30	△ 750	△ 30
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4	0	2	0
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	9,273	370	9,146	365
ハ. 総所要自己資本額 (イ + ロ)	187,509	7,500	194,173	7,766

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以
 外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融
 商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i) ~ (vii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 6. 当組合は、オペレーショナル・リスクについて基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (業種別および残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引		その他			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	319,564	342,432	194,471	197,883	45,152	44,766	—	—	79,940	99,783	1,593	1,180
国 外	4,650	3,591	—	—	3,682	2,653	—	—	967	937	—	—
地 域 別 合 計	324,214	346,023	194,471	197,883	48,835	47,419	—	—	80,907	100,720	1,593	1,180
製 造 業	13,850	14,267	11,516	11,745	2,227	2,416	—	—	105	105	131	61
農 業、林 業	204	212	204	212	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	78	81	78	81	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	18,458	19,984	18,458	19,884	—	100	—	—	—	—	125	109
電気、ガス、熱供給、水道業	4,741	4,153	287	211	4,318	3,791	—	—	135	150	—	—
情 報 通 信 業	1,097	1,021	277	293	816	722	—	—	3	4	—	—
運 輸 業、郵 便 業	9,568	9,248	7,640	7,316	1,928	1,931	—	—	—	—	7	0
卸 売 業、小 売 業	13,785	13,982	12,768	12,964	1,016	1,017	—	—	0	0	82	67
金 融 業、保 険 業	83,485	101,207	4,697	3,703	7,188	6,237	—	—	71,599	91,267	—	—
不 動 産 業	53,746	57,660	50,918	54,933	2,149	2,052	—	—	679	674	34	51
物 品 賃 貸 業	497	487	497	487	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	4,324	3,914	4,324	3,914	—	—	—	—	—	—	60	57
宿 泊 業	3,418	3,363	3,418	3,363	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	3,459	3,916	3,459	3,916	—	—	—	—	—	—	36	21
生活関連サービス業、娯楽業	6,464	6,287	6,464	6,287	—	—	—	—	—	—	374	357
教育、学習支援業	529	552	529	552	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	11,110	9,685	11,110	9,685	—	—	—	—	—	—	307	45
その他のサービス	5,068	5,334	5,063	5,329	—	—	—	—	4	4	102	101
その他の産業	414	408	2	2	411	405	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	32,461	32,079	3,011	2,689	28,778	28,744	—	—	672	645	—	—
個 人	49,741	50,306	49,741	50,306	—	—	—	—	—	—	331	304
そ の 他	7,707	7,867	—	—	—	—	—	—	7,707	7,867	—	—
業 種 別 合 計	324,214	346,023	194,471	197,883	48,835	47,419	—	—	80,907	100,720	1,593	1,180
1 年 以 下	64,818	88,636	31,389	32,388	4,353	3,516	—	—	29,075	52,731	—	—
1 年 超 3 年 以 下	46,700	45,310	10,563	9,515	7,636	7,945	—	—	28,500	27,849	—	—
3 年 超 5 年 以 下	25,367	32,216	10,153	11,149	10,713	17,566	—	—	4,500	3,500	—	—
5 年 超 7 年 以 下	20,747	17,519	10,513	11,767	10,233	5,751	—	—	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	27,685	24,432	15,480	14,829	12,205	9,602	—	—	—	—	—	—
10 年 超	119,685	120,899	115,992	117,863	3,692	3,036	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	19,210	17,008	378	369	—	—	—	—	18,832	16,639	—	—
残 存 期 間 別 合 計	324,214	346,023	194,471	197,883	48,835	47,419	—	—	80,907	100,720	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、預け金、投資信託、有形固定資産等の資産が含まれます。
 4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

◆業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成28年度	平成29年度
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
製造業	322	286	△ 35	△ 16	286	270	155	18
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37	43	6	21	43	65	16	265
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	0	—	0	2	—
卸売業、小売業	57	62	5	1	62	64	9	56
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	368	111	△ 257	△ 27	111	84	0	22
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	39	53	13	△ 3	53	49	11	2
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	15	17	1	△ 5	17	11	3	1
生活関連サービス業、娯楽業	—	3	3	△ 3	3	—	21	△ 10
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	758	1,015	256	△ 372	1,015	642	525	218
その他のサービス	14	14	0	2	14	17	2	8
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	126	151	25	18	151	170	21	59
合計	1,741	1,760	18	△ 383	1,760	1,376	770	641

（注）1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,859	1,650	1,802	1,760	—	—
① ソブリン向け	—	—	1,303	1,302	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	511	480	11	12	—	—
④ 中小企業等・個人向け	1,160	1,045	484	442	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	3	3	0	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	174	115	3	2	—	—
⑦ 三月以上延滞等	0	—	0	0	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ その他	10	5	—	—	—	—

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。
3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	6,313	27,905	7,314	26,215
10%	—	9,171	—	8,808
20%	70,575	10,935	79,672	19,734
35%	—	23,129	—	22,737
50%	10,837	400	10,966	185
75%	—	46,025	—	49,008
100%	965	114,713	663	118,111
150%	—	401	—	331
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	88,692	232,683	98,616	245,133

（注）1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成28年度	1,046	302	1,349
	平成29年度	1,349	360	1,710
個別貸倒引当金	平成28年度	1,741	18	1,760
	平成29年度	1,760	△383	1,376
合計	平成28年度	2,787	321	3,109
	平成29年度	3,109	△22	3,086

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

区分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	300	300	309	309
非上場株式等	2,232	2,232	2,201	2,201
合計	2,533	2,533	2,511	2,511

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
売却益	0	—
売却損	6	—
償却	—	2

(注) 出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式のほか、その他資産勘定に出資として計上している非上場の出資を含めています。

◆貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	△5	7

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	668	755

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、金利ショックを99%タイル値で金利リスクを算出しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	6,873	7,048
発行主体	広島県信用組合	
資本調達手段の種類	普通出資	

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に、支払います。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	97	130
監事	13	20
合計	110	150

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事14名、監事3名です(退任役員を含む)。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績運動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。